

空き家の活用のための支援を行っています

固市街地整備課☎43-2824 市ホームページ内で「空き家」を検索

空き家相談会

\\ 所有する空き家に関する相談ができます /

相談無料

事前予約推奨

日時 | 11月7日(日)10:30~14:00(1組 約30分)

内容 | 空き家などの適正管理と有効活用のための相談など

相談員 | 宅地建物取引士、建築士(すまいアップアドバイザー※)、司法書士

場所 | はちえきキャンパス(十八日町46)



予約なしでも受け付けますが、お待ちいただく場合があります。

※すまいアップアドバイザーとは、中立的な立場で、住宅のリフォームや適切な維持管理に関するアドバイスを行う専門家です。

☎青森県宅地建物取引業協会☎017-722-4086

八戸市あんしん空き家流通促進事業補助金

\\ 空き家を売買する場合に必要な費用の一部を補助します /

対象者 | 市内にある空き家の個人所有者(売買契約を締結した買主を含む)、または、八戸市空き家バンク※に物件を登録している人(空き家バンクを通じて、売買契約を締結した買主を含む)

対象住宅 | 居住目的で売買に供する一戸建ての住宅(併用住宅の場合、住宅部分の面積が1/2以上)で令和3年4月1日以後に事業を実施したもの

対象費用 | ①建物状況調査(インスペクション)に要する経費 ②売買かし保険加入に要する経費
③不動産登記に係る費用として司法書士などに支払う経費 ④家財の整理、搬出に要する経費
⑤取引仲介手数料として仲介業者に支払った報酬 ⑥空き家の管理に要する経費

補助額 | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸当たり5万円を限度とする。
(①~⑥併用の場合は上限10万円)

受付期間 | 令和4年2月10日(木)まで(先着順。予算額に達し次第締め切り)

※空き家バンクとは、空き家の売却、賃貸を希望する所有者などが登録した物件情報を空き家の利用希望者に対し提供する制度です。

※詳しくは、市ホームページやチラシで確認してください。

☎市街地整備課☎43-2824



市ホームページは
こちら

はちのへ空き家ずかんをご活用ください

「はちのへ空き家ずかん」は、空き家バンク機能のほか、空き家に関する各種情報(空き家の活用事例、空き家バンク協力事業者、空き家相談協力員、移住・定住・起業支援情報など)を掲載したポータルサイトです。空き家をお持ちの人、お探しの人はぜひチェックしてみてください。

なお、市街地整備課窓口でも各種情報を閲覧することができます。

(空き家相談窓口を
ご利用ください!)

☎はちのへ空き家ずかん相談窓口(はちのへ空き家再生プロジェクト)
☎21-1253 ●受付時間 9:00~17:30 ※(土)(日)(祝)除く



ホームページは
こちら

空き家の活用に関する融資の金利を優遇します

市は、「青森銀行」、「みちのく銀行」、「青い森信用金庫」と空き家の活用に関するパートナーシップ協定を締結しています。市が認定した、空き家を活用する物件、またはあんしん空き家流通促進事業補助金を受けた物件について、これらの金融機関からリフォームなどの融資を受ける際に、金利優遇措置を受けることができます。